

埼玉県ボランティア・市民活動センター朗読室の利用規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉県ボランティア・市民活動センター（以下「センター」という）の朗読室の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用対象)

第2条 センターの朗読室を利用できるものは、ボランティア活動をはじめ市民の主体的な参加による営利を目的としない活動を行う団体とする。

(利用時間)

第3条

- 朗読室の利用は、半日（午前、午後）又は1日を単位とし、利用時間はそれぞれ次のとおりとする。

半日（午前）	午前9時から正午まで
半日（午後）	午後1時から午後5時まで
1日	午前9時から午後5時まで
- 利用時間には、準備、後片付けの時間を含むものとする。

(利用できない日)

第4条 次の各号に掲げる日は、利用できないものとする。

- 土曜・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 12月29日から翌年1月3日まで
- その他施設の管理上特に必要がある日

(利用料金)

第5条 利用料金は、無料とする。

(利用の許可手続)

- 第6条 朗読室の利用の許可を受けようとする団体は、別紙様式1の利用申込書を、ボランティア・市民活動センター長（以下「センター長」という）に提出しなければならない。
- 前項の利用申込の受付を開始する日は、利用を開始しようとする日の属する月の3か月前の月の初日とする。
 - センター長は、利用の可否について、申込団体あてに回答する。

(利用者の遵守事項)

第7条 朗読室の利用にあたっての遵守事項は次のとおりとする。

- (1) 政治的又は宗教的活動及び営利を目的とする活動は行わないこと。
- (2) 朗読室利用の権利を他者に譲渡し、又は転貸してはならない。
- (3) 飲食はしないこと。
- (4) 喫煙はしないこと。また、アルコール類は持ち込まないこと。
- (5) 危険又は不潔な物品若しくは動物（盲導犬及び介助犬は除く）は持ち込まないこと。
- (6) 壁、柱、扉等にポスター、看板等を貼り付け、又は文字等を書き、若しくは釘等を打たないこと。
- (7) 利用が終わったときは、付属設備等を元に戻すこと。また、持ち込んだ物は撤去すること。
- (8) 発生したごみ等については、センター職員の指示に従い処理すること。
- (9) 私物は放置しないこと。

(許可の取り消し等)

第8条 センター長は、次の各号に掲げる場合には許可を取り消し、又は当該利用を停止することができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は秩序風俗を乱すおそれがあると認められる場合
- (2) 第7条に定める利用者の遵守事項を守らない場合、又はそのおそれがあると認められる場合

(入場の禁止等)

第9条 センター長は、朗読室内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入場を禁止し、又は退去を命ずることができる。

(損害賠償)

第10条 センター長は、利用者が施設、付属設備、備品等を故意又は過失により、損傷又は亡失した場合は、損害の賠償を求めることができる。

附 則

この規則は、平成13年 7月12日から施行する。

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規則は、平成24年 2月 1日から施行する。